

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和2年10月30日付.保医発1030第3号.令和2年11月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

◎新たに保険収載された検査項目

項目名	保険点数	区分
トリプシノーゲン2	105点	区分番号「D001」 尿中特殊物質定性定量検査 (尿・糞便等検査)

免疫クロマトグラフィー法を用いてトリプシノーゲン2を算定するにあたっては、急性膵炎を疑う医学的根拠について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

免疫クロマトグラフィー法を用いてトリプシノーゲン2を測定する場合にあって、区分番号「D007」血液化学検査の「1」アミラーゼ、「6」リパーゼ、「14」アミラーゼアイソザイム、「45」トリプシン又は区分番号「D009」腫瘍マーカーの「7」エラスターゼ1を併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算定する。

● 弊社受託未定